特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立学校）基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立学校）において個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

茨城県教育委員会

公表日

令和8年10月27日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立学校）
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 　生徒が就学支援金を受給するためには、生徒が日本国籍であること、もしくは国籍が日本国以外の場合は特定の在留資格を有することが要件となっているため、申請書等から取得した情報等を住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会し、受給資格の判定を行う。 　国籍、在留資格等の要件を満たさない生徒の場合（留学生は対象外）は、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を課税証明書の提出を以って確認し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの申請情報から氏名、氏名ふりがな、住所の情報を取得 ③生徒が日本国籍以外である場合、在留カード等の提出を受け生徒の在留資格の情報を取得 ④上記②、③で取得した情報を基に、住民基本台帳ネットワークシステムを用いた本人確認を実施 ⑤上記④で取得した個人情報と②、③で取得した情報を照合のうえ、受給資格の認定、支給額の判定を実施 ⑥生徒が日本国籍以外でありかつ在留資格が支給要件を満たさない者については、保護者等の課税証明書の提出を受け、保護者等の税額情報等を取得し、税額情報等に応じた受給資格の認定、支給額の判定を実施 ⑦上記⑤、⑥において実施した受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑧上記③に該当する生徒については、従前に情報を取得している在留期間が満了するごとに同様の作業を実施 ⑨上記⑥にて受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記⑥を再度実施
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
高等学校等就学支援金の支給に関する一括提供用ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第123項 ・番号法別表の主務省令で定める事項を定める命令等第66条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[照会側] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県教育庁総務企画部私学振興室
②所属長の役職名	私学振興室長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒310-8588　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県教育庁総務企画部私学振興室　029-301-2249
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8588　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県教育庁総務企画部私学振興室　029-301-2249
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・　マイナンバー登録におけるデータ作成時、マイナンバー紙提出者のマイナンバー入力 ・　個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　　等	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュアルに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。 また、特定個人情報が記録された書類等を取得・使用・廃棄する場合は、それぞれの記録を保存する運用とし、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（以下「就学支援	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更
令和4年4月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
令和4年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	茨城県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立学校）における特定個人情	茨城県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立学校）において個人番号を	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅳリスク対策　8．監査	[] 内部監査、[] 外部監査	[○] 内部監査、[○] 外部監査	事後	情報セキュリティ内部監査及び外部監査を昨年度実施
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅰ　関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別	事後	略称ではなく、正式名称を明記
令和6年2月5日	Ⅰ　関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報	[照会側] ・番号法第19条第8号、同法別表第二113の項	[照会側] ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	略称ではなく、正式名称を明記
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」	事後	根拠法令改正による修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報	[照会側] ・行政手続における特定の個人を識別するため	[照会側] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	事後	根拠法令改正による修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報　5評価実施機関における担当部署　①部署	茨城県総務部総務課	茨城県教育庁総務企画部私学振興室	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報　5評価実施機関における担当部署　②所属長	総務課長	私学振興室長	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555　茨城県水戸市笠原978番6　茨城県総務部総務課　029-301-2249	〒310-8588　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県教育庁総務企画部私学振興室　029-301-	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555　茨城県水戸市笠原978番6　茨城県総務部総務課　029-301-2249	〒310-8588　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県教育庁総務企画部私学振興室　029-301-	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業	_	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業　判断の根拠	_	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守してい	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	_	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	_	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	_	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規定及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュア	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点修正
令和8年10月27日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）	事後	事業の制度改正による概要修正
令和8年10月27日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	統合宛名管理システム 中間サーバー	住民基本台帳ネットワークシステム	事後	事業の制度改正による使用システム変更
令和8年10月27日	2．特定個人情報ファイル名	高等学校等就学支援金の支給に関する特定個人情報照会依頼ファイル	高等学校等就学支援金の支給に関する一括提供用ファイル	事後	事業の制度改正による照会情報変更
令和8年10月27日	3．個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」	事後	根拠法令改正による修正
令和8年10月27日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和7年7月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正
令和8年10月27日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年7月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正
令和8年10月27日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュア	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュア	事後	個人情報を含むUSBメモリは所有していないため